

桜川市公告

条件付き一般競争入札の公告について (郵便入札)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和8年7月9日

桜川市長 大塚 秀喜

1 入札対象案件

件名	R8-R10 継続事業 桜川市庁内ネットワーク基盤整備事業
場所	茨城県桜川市羽田 1023 番地 桜川市役所大和庁舎 他 24 箇所
履行期間	本契約の翌日から令和11年3月31日まで
概要	令和9年度中に移転を予定している新庁舎に係るネットワーク及び仮想基盤の整備並びに期間中の保守業務
予定価格	金189,945,000円(消費税抜き)
最低制限価格	設定しない
発注担当部局	〒309-1293 茨城県桜川市羽田 1023 桜川市役所 市長公室 企画課 企画グループ 電話 0296-58-1111(内線:1273、1274)
その他	この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定による市議会の議決後から本契約とする(本契約までは仮契約とする)。

2 競争参加資格

この案件の入札参加資格は、申請書等の提出期限日現在において、次の要件をすべて備えているものとする。

入札参加形態	単体
等級格付	令和7・8年度桜川市物品・役務業者競争入札参加資格者名簿に「情報処理業務」かつ「システム運用支援」で掲載されている者
事業所所在地要件	公告日において、茨城県内に本店、支店または営業所を有する者
配置技術者	特になし
実績	過去5年以内に官公庁が発注する同種業務【無線アクセスポイントを含むネットワーク構築業務】及び【仮想基盤構築業務】について請負金額1千万円以上の契約を締結した実績があるもの
その他	①令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく桜川市の入札参加の制限を受けていない者であること ②会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に桜川市長が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く) ③情報セキュリティ資格として「ISMS、ISO 27001」を有する者であること ④その他、別紙仕様書に記された入札参加条件を満たしていること

### 3 入札の日程等

手続等	日時	場所等
入札参加資格確認申請	令和8年7月10日（金）から 令和8年7月16日（木）まで （土・日、祝日を除く） 午前9時から午後5時まで （正午から午後1時を除く）	① 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号） ② 実績確認書 ③ 資格要件を満たしていることを証明する書類の 写し（実績確認書で添付を求められているもの） ④ 返信用封筒（定形封筒に切手を貼り、返信先宛 名を記入したもの） 以上の書類を桜川市役所総務部財政課（大和庁 舎）に持参する。
	(1) 競争入札参加資格の確認結果は、一般競争入札参加資格確認通知書により通知するものとする。 (2) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について輕易な内容確認を除き、書面により市長に対し説明を求めることができる。 (3) 受付期間内に申請書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この公告による入札に参加することができない。 (4) その他 ① 申請書類等は、桜川市ホームページよりダウンロードできるものとする。 ② 申請書類等の作成費用は、入札参加希望者の負担とする。 ③ 提出された申請書等は、返却しないものとする。	
設計図書の閲覧及び貸与	設計図書等は、桜川市ホームページ（市政情報＞入札契約情報＞一般競争入札情報）において公開するのでダウンロードすること	
質問の受付	令和8年7月16日（木） 正午まで	輕易な内容確認を除き、質問書を大和庁舎総務部財政課に持参またはメールする。
質問への回答	令和8年7月17日（金） 午後5時まで	回答は、総務部財政課からファックスまたはメールで配布する。なお、質問書を提出しなかった入札参加者にも配布する。
現場説明会	現場説明会は行わない。ただし、視察を希望する者は、事前に発注担当課に連絡して許可を得ること。	
入札書提出締切日	令和8年7月31日（金） 持参の場合の受付時間 午前8時30分から午後5時まで	提出場所 〒309-1293 桜川市羽田 1023 桜川市役所 大和庁舎 財政課必着
開札日	令和8年8月3日（月） 午前10時00分	桜川市役所 2階 財政課

### 4 入札方法等

(1) 入札書は、入札書提出締切日までに桜川市役所財政課（大和庁舎）まで郵送または持参とし、電送による入札は認めない。

郵便入札の作成方法については【別紙】「郵便入札の実施について」のとおりとする。

(2) 入札書は、ペン又はボールペンなど消えない筆記用具で記入をすること。

（鉛筆で記入された入札書は無効）

(3) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令を遵守すること。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 提出した入札書の引換え又は変更は認めない。
- (6) 入札執行回数は、1回とする。
- (7) 最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格未満の入札をした者は、この公告の入札におけるそれ以降の入札（再度入札）には参加できない。
- (8) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格の入札者とする。
- (9) 入札に参加した者は、入札後において、この公告、設計図書及び工事請負契約書等について、不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

## 5 入札の無効

- (1) 入札者が次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。
  - ア 入札について不正の行為があった場合
  - イ 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合又は記名のない場合
  - ウ 指定の入札日時までに到達しない場合
  - エ 入札書を同時に2通以上提出した場合
  - オ 他の入札者の代理人を兼ね、又は2人以上の入札者の代理をした場合
  - カ 代理人が委任状を持参しない場合
  - キ その他必要書類を提出しない場合
- (2) この公告において示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及びこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 6 入札保証金

免除する。

## 7 請負契約書の作成

落札後は速やかに、業務委託契約書を作成するものとする。

## 8 支払方法

別紙仕様書に記載のとおり。

## 9 入札の中止

入札参加者が1者であっても入札を有効とする。

## 10 入札手続きについての問い合わせ先

桜川市役所 大和庁舎 総務部 財政課 管財契約グループ  
電話 0296 - 58 - 5111 (内線 1223・1224)